

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地域活動支援・連携促進事業)
公募要領 (2次公募)

平成26年8月

環境省 地球環境局地球温暖化対策課

国民生活対策室

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域活動支援・連携促進事業）公募要領（2次公募）

目次

1. 事業目的	1
2. 事業内容	2
(1) 事業概要.....	2
(2) 補助対象事業.....	3
(3) 予算総額.....	3
(4) 補助対象者の要件.....	3
(5) 補助対象経費.....	3
(6) 補助金の交付額.....	4
(7) 設備整備の実施期間.....	4
3. 補助金の交付方法等について.....	4
(1) 補助事業者の選定方法.....	4
(2) 審査方法.....	4
(3) 審査項目.....	4
(4) 審査結果の通知.....	5
(5) 交付申請.....	5
(6) 交付決定.....	5
(7) 事業の開始について.....	5
(8) 補助事業の計画変更について.....	5
(9) 実績報告及び書類審査等.....	5
(10) 補助金の支払い.....	6
(11) 取得財産の管理等.....	6
(12) 補助事業者の合併・統合、名称変更又は住所変更等.....	6
(13) 交付決定の取消し等.....	6
(14) 不正に対する交付決定の取消、罰則の適用.....	6
(15) 補助事業の予定スケジュール.....	6
4. 公募案内	7
(1) 応募方法.....	7
(2) 受付期間.....	7
(3) 応募に必要な提出物及び提出部数.....	8
(4) 提出先（本件窓口）	8
(5) 公募説明会.....	8
5. 留意事項等.....	9
(1) 公表.....	9

(2) 経理.....	9
(3) その他.....	9
別表経費費目の細分について.....	10
【参考資料1】補助事業における利益等排除について.....	12
別紙 暴力団排除に関する誓約事項.....	13

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域活動支援・連携促進事業）公募要領（2次公募）

1. 事業目的

本事業では、温室効果ガス削減及び節電等のため、地域の各主体が地域地球温暖化防止活動推進センター（以下「地域センター」とする。）とともに共同の事業体（以下「コンソーシアム」とする。）を構築し、地域センターの活動区域内において行う地球温暖化防止活動であって、エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制に直接的に資するための事業に対して、当該経費を国が補助することにより、地域の地球温暖化防止活動の基盤を整備することを目的としております。

本事業の対象事業、応募方法及びその他留意していただきたい点は以下のとおりです。なお、補助事業として選定された場合には、

- ・ 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）
- ・ 地域活動支援・連携促進事業実施要領（以下「実施要領」という。）

に従って手続き等を行っていただく事になります。

交付要綱及び実施要領は、環境省ウェブサイトに掲載しておりますので、必ずご一読ください。http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/subsidy/h26.html

2. 事業内容

(1) 補助対象事業

以下の (a) ～ (c) の要件を満たす事業

- (a) 地域の各主体と地域センターが共同で構築するコンソーシアムが実施する事業であること。
- (b) 温室効果ガス排出削減及び節電等のための地球温暖化防止活動であること。
- (c) エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制に直接的に資するための事業であること。

(2) 予算総額

349,095 千円（エネルギー対策特別会計）※うち 253,481 千円内示済み

(3) 補助対象者の要件

①地域の各主体（学校、企業、自治体等）が地域センターとともに構築する共同事業体（コンソーシアム）であること。

注 1) 交付申請は、地域センターが実施することとする。

- ② 補助事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- ③ 補助事業を的確に遂行するために必要な費用の経理的基礎を有すること。
- ④ 補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有すること。
- ⑤ 別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

(4) 補助対象経費

以下の経費が対象であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限り、各

費目の詳細な説明については、別表を参照ください。

- (ア) 人件費
- (イ) 業務費
- (ウ) その他必要な経費で環境大臣が承認した経費

<補助対象外経費>

以下の費用は補助対象外となります。

・温室効果ガス排出削減及び節電等のための地球温暖化防止対策に資する内容が含まれていない事業にかかる経費

・備品費

(5) 補助金の交付額

(4) の補助対象経費から寄付金その他の収入を控除した額を交付額とします。ただし、1つの申請に係る補助金の交付額の上限は600万円とします。なお、実際の交付額は交付要綱第17条第1項の交付額確定通知書によって、交付すべき補助金額を確定します。

(6) 事業の実施期間

交付決定日から平成27年3月31日までとします。

3. 補助金の交付方法等について

(1) 補助事業者の選定方法

一般公募を行い、選定します。応募者より提出された書類等をもとに、環境省各地方環境事務所による事前審査を行った上で、環境省が委嘱する専門家等による審査委員会にて本審査を行い、補助事業者を選定し、予算の範囲内において採択案件を決定（内示）します。内示の時期は、9月下旬を目途とします。

(2) 審査方法

審査（事前審査を含む）は、提出書類に基づく書面審査を行います。必要に応じて追加資料の提出等を求めることがあります。

(3) 審査項目

提出された提案書の内容及びについて主に以下の項目について審査（事前審査を含む）を行い、補助金の交付が適当と認められる事業について選定を行います。

- ① 補助事業の内容が、交付要綱及び実施要領の要件を満たしているか。
- ② 確実かつ効果的な温室効果ガスの削減効果が期待できるか。
- ③ 地域の各主体との連携による地球温暖化対策の基盤形成効果が期待できるか。
- ④ 補助事業に要する経費の算定が適切であるか。

(4) 審査結果の通知

採択の場合は選定通知書を応募者に送付します。

(5) 交付申請

公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を、補助事業者の属する環境

省地方環境事務所に提出していただきます。なお、交付申請書の記載内容については、必要に応じて修正及び再提出等を求めることがございます。

(申請手続等は別途定める交付要綱をご参照ください。

(http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/subsidy/h26.html)

(6) 交付決定

環境省各地方環境事務所は、提出された交付申請書の内容を審査し、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

なお、環境省各地方環境事務所における交付申請書の内容の審査には約 2 週間かかります。下記 (7) の事業の開始は交付決定を受けた後となりますので、交付申請書の提出から交付決定までには時間を要することについて、ご注意ください。

(7) 事業の開始について

補助事業者は、環境省各地方環境事務所からの交付決定を受けた後に初めて補助事業の開始が可能となります。補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結する際には、以下の点に注意してください。

- ・ 契約日・発注日は環境省各地方環境事務所の交付決定日以降であること。
- ・ 補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働くような手続によって相手先を決定すること。
- ・ 当該年度に行われた委託等に対して、原則として当該年度中（出納整理期間を含む。）に対価の支払い及び精算が行われること。

(8) 補助事業の計画変更について

補助事業者は、下記のいずれかに当たる場合は、計画変更承認申請書を環境省各地方環境事務所に提出する必要があります。

- ・ 別表の項目の区分ごとに配分された額を変更するとき。ただし、区分ごとの配分額の 15% 以内の流用増減を除く。
- ・ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。

(9) 実績報告及び書類審査等

補助事業が完了したときは、事業終了後 30 日以内又は平成 27 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに実績報告書を環境省各地方環境事務所に提出していただきます。環境省各地方環境事務所は補助事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地検査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合するかどうかを確認します。その内容が適切であると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知をします。

(10) 補助金の支払い

環境省各地方環境事務所から確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後、環境省各地方環境事務所から補助金を支払います。

(11) 補助事業者の合併・統合、名称変更又は住所変更等

補助事業者は、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降 5 年度を経過するまでの間に
おいて、合併・統合、名称変更又は住所変更等が生じたときは、遅滞なく環境省各地方環境
事務所に報告する必要があります。

(12) 交付決定の取消し等

次のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更するこ
とがあります。この場合、交付した補助金の一部又は全部について、加算金を含め環境省
各地方環境事務所に返還しなくてはなりません。

一 補助事業者が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令その他
の法令若しくはこれに基づく大臣の処分若しくは指示又は交付要綱に違反した場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がな
くなった場合

(13) 不正に対する交付決定の取消、罰則の適用

申請内容の虚偽、補助金の重複受給、その他法令等に違反したことが判明した場合、交
付決定後であっても交付決定を取り消し、補助金の返還請求、罰則の適用が行われる可
能性があります。

(14) 補助事業の予定スケジュール

日 程、内 容

9月3日（水）、応募〆切

9月3～5日、各地方環境事務所による事前審査（書面審査を含む）を実施

9月中旬、審査委員会開催、採択決定（交付の内示）

9月下旬、交付申請書の提出

9月下旬～10月上旬、交付決定、補助事業の開始

3月31日、補助事業の実施完了期限、実績報告書の提出

4月上旬、補助金額確定検査、補助金支払

※応募状況により再度補助事業の公募を行う可能性があります。

4. 公募案内

(1) 応募方法

事業の応募に必要な書類と電子媒体を公募期間内に環境省各地方環境事務所に持参また
は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）により提出していただきます。ファ
ックス及び電子メール（インターネット）での提出は認めません。提出物は封書に入れ、
宛名面に「地域活動支援・連携促進事業応募書類」と赤字で明記してください。

(2) 受付期間

平成 26 年 8 月 19 日（火）～平成 26 年 9 月 3 日（水）15 時必着

※ 期限を過ぎて到着した提出物のうち、遅延が環境省の事情に起因しないものについては、受理しません。

(3) 応募に必要な提出物及び提出部数

応募者は、以下の書類を提出期間中に提出してください。(原則として再生紙に両面印刷としてください。)原則として、一度提出された書類の変更は受け付けません。(審査により選定された補助事業者は、後日、補助事業実施に関わる申請書類を提出していただきます。)提案書類は案件の選定のみによります。また、一度ご提出いただいた書類の返却はいたしません。

① 応募提案書(応募様式①)

② 事業実施計画書(応募提案書別紙1(応募様式②))

③ 経費内訳(応募提案書別紙2(応募様式③))

④ 申請予定者(共同申請予定者含む)の組織概要・事業実績に関する資料(事業概要、資本金及び資本構成、直近2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書など)

⑤ 代表事業者届出書(交付申請書以降の手続きを代表者が行う事について、共同事業者全員の合意があることを確認できる資料を添付すること。ただし、応募時に調整中の場合は調整状況を説明する資料を提出すること。)

⑥ 積算根拠資料

⑦ その他資料(様式任意)

・ 上記書類について、正本1部・副本2部を提出してください。(ファイリングは不要です。)

・ 上記書類のデータを保存したCD-Rを1部提出してください。CD-Rのレーベル面には提出事業者名・事業名を必ず記載してください。

なお、審査過程において、必要に応じて電話及び電子メールにて別途問い合わせさせていただきます。その場合、追加書類の提出をお願いすることもあり得ますので、御了承ください。

(4) 提出先(本件窓口)

北海道地方環境事務所(北海道)

東北地方環境事務所(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

関東地方環境事務所(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県)

中部地方環境事務所(富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県)

近畿地方環境事務所(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

中国四国地方環境事務所(鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

九州地方環境事務所(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)

5. 留意事項等

(1) 公表

採択事業については、環境省のウェブサイトにおいて、事業名、事業者名及び事業概要等を公表する場合があります。また、併せて記者発表を行う場合があります。ただし、当該事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、原則公表しません。

(2) 経理

補助金の経費については、収支簿を備え、他の経費と明確に区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、支出額について、その支出内容を証する書類を整備する必要があります。これらの帳簿及びその他の証拠書類は、補助事業完了後5年間保管する必要があります。

(3) その他

上記のほか、必要な事項は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及びその施行令（昭和30年政令第255号）の規定によるほか、交付要綱及び実施要領によります。

別表 経費費目の細分について

項目	経費内訳
人件費	事業を行うために必要な人件費
業務費	事業を行うために必要な業務費（共済費、旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料・損料、会議費、賃金、雑役務費及び委託料）
その他	その他必要な経費で環境大臣が承認した経費

【参考資料1】

補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

記

1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の①～③のいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

①補助事業者自身

②100%同一の資本に属するグループ企業

③補助事業者の関係会社（上記②を除く）

2. 利益等排除の方法

（1）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（2）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（3）補助事業者の関係会社（上記②を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経

費であることを証明していただきます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方は不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協

【2次公募】

力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するために必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。